

令和5年第7回清須市選挙管理委員会 会議録	
開催年月日	令和5年9月1日(金)
開催場所	清須市役所北館3階 研修室
開会時間	午前10時開会
出席委員	委員長 増田温美 委員 竹田景子 委員 石黒幸子
欠席委員	後藤幸平
事務局	書記 馬場祥壽 (総務部総務課課長補佐) 書記 堀江一輝 (総務部総務課課長補佐兼行政係長) 書記 林喜行 (総務部総務課主事)
傍聴の可否	可
傍聴の有無	なし
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 議案第28号 選挙人名簿9月定時登録について 日程第3 議案第29号 9月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数について 日程第4 議案第30号 裁判員候補者予定者名簿の選定について 日程第5 議案第31号 検察審査会審査員候補者予定者名簿の選定について

◆ 会議の経過

○ 開会

委員長 | それでは、ただ今の出席委員は、3人です。
定足数に達しておりますので、地方自治法第189条第1項の規定により、ただ今から、令和5年第7回清須市選挙管理委員会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○ 日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長 | 会議録署名委員の指名を行います。
清須市選挙管理委員会規程第16条第2項の規定に基づき、会議録署名委員には、竹田委員と石黒委員を指名いたします。

○ 日程第2 選挙人名簿9月定時登録について

委員長 | 議案第28号 選挙人名簿9月定時登録について、を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 | (事務局説明)

以上でございます。

委員長 | ただ今、事務局の説明が終わりました。質問のある委員は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

委員長

ご質問もないようです。
それでは、議案第28号について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第28号は、原案のとおり登録することに決定いたしました。

○ 日程第3 9月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数について

委員長

議案第29号 9月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数について、を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

(事務局説明)

以上でございます。

委員長

ただ今、事務局の説明が終わりました。質問のある委員は、挙手をお願いします。

ご質問もないようです。
それでは、議案第29号について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第29号は、原案のとおり決定いたしました。

○ 日程第4 裁判員候補者予定者名簿の選定について

委員長

議案第30号 裁判員候補者予定者名簿の選定について、を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

(事務局説明)

以上でございます。

委員長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。質問のある委員は、挙手をお願いします。

（増田委員長 挙手）

増田委員長 　清須市から94人も選出されているのか。

事務局 　人口割で算出していると思われませんが、去年の108人からは減っている。この94人はあくまで裁判員予定者であり、ここからさらに候補者に選ばれた方に通知される。

竹田委員 　18歳から選ばれるのか。年齢に上限はあるのか。

事務局 　18歳になったから選ばれます。なお、年齢に上限はありませんが、年齢等を理由に辞退することは可能となっています。

石黒委員 　94人からどれだけ絞られるのか？

事務局 　市の方に情報は入ってきません。

委員長 　他に質問のある委員は、挙手をお願いします。

（挙手なし）

委員長 　ご質問もないようです。

委員長 　それでは、議案第30号について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり決定しました。

○ 日程第5 検察審査会審査員候補者予定者名簿の選定について

委員長 　議案第31号 検察審査会審査員候補者予定者名簿の選定について、を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

(事務局説明)

以上でございます。

委員長

ただ今、事務局の説明がありました。質問のある委員は、挙手をお願いします。

(増田委員長 挙手)

増田
委員長

第1群から第4群というのは？

事務局

第1群から第4群は時期によるものです。任期は半年ですが、第1群は1月から、第2群は4月からというように任期が重複しています。

竹田
委員

第1審査会と第2審査会では管轄する範囲が違うのか？

事務局

両方とも名古屋検察審査会であり、管轄範囲は変わりません。

委員長

他に質問のある委員は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

委員長

ご質問もないようです。

それでは、議案第31号について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり決定しました。

○ 閉会

委員長

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第7回清須市選挙管理委員会を閉会いたします。

閉会時間 午前10時10分

清須市選挙管理委員会規程第16条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年9月8日

委員長	増	田	温	美
署名委員	竹	田	景	子
署名委員	石	黒	幸	子